

図書館資料の収集・提供の原則と

知る自由について(確認)

2015年7月17日

長野県図書館協会

1997年に起きた神戸連続児童殺傷事件の加害者である元少年が書いた手記『絶歌』が、2015年6月11日に太田出版より刊行されました。

この書籍に関して、出版の是非や図書館での取り扱いをめぐって様々な報道がなされています。

2015年7月17日開催の長野県図書館協会主催の特別研修会「70年問題と図書館」において、「図書館の自由に関する宣言1979年改訂」（以下「宣言」という）に基づいて、図書館の資料収集・提供の原則について以下により確認します。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。

2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針にもとづき資料の選択および収集を行う。その際、

(1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれ、その著作を排除することはしない。

(3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。

(4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。(以下、略)

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

(1) 人権またはプライバシーを侵害するもの

- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料
(以下、略)

(注)

日本図書館協会は、図書館が例外的に提供制限を行うことがあり得るのは、次の要件すべてに該当するときであるとの見解を、神戸連続児童殺傷事件の加害少年の供述調書を掲載した雑誌の取り扱いについて述べた<参考意見> (『文芸春秋』1998年3月号)の記事について (1998年2月13日) で示しています。

- (1) 頒布差し止めの司法判断があること
- (2) そのことが図書館に通知されていること
- (3) 被害者(債権者)が図書館に対して提供制限を求めた時であること

県下各図書館におかれては、「宣言」を踏まえ、資料を後世に残すため十分な議論をし、各館の選書基準に基づいた資料収集・提供を行いましょう。

また、知る自由について、

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。と「宣言」の冒頭に掲げています。

1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があつてこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不断の努力によって保持されなければならない。

2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

(以下、略)

以上、確認します。